

第2章 部門別概念・定義・範囲

第1節 内生部門

01 農林水産業

本章は、平成23年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成23年表の部門分類は、平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定等を受けて、大幅に変更されている。それらは、部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部第3章の[別表4]として、新旧対照表を示している。

なお、日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定された。しかし、平成23年表では、これら管理的、補助的経済活動は部門として設けておらず、概念上は、各部門に含まれているが、これについては、逐一記載していない。また、日本標準産業分類の細分類7282「純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられるため、同様に、産業連関表上、対応する部門はない。

部門の概念・定義・範囲は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門のアクティビティの範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「,」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名から産出される主な財又はサービスが明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成17年表からの変更点)

平成23年表において、平成17年表の概念・定義・範囲を変更したものに等について記載している。

(注 意 点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成12年表から平成17年表における変更点について記載している。

(注) 1 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

- ★★・・・政府サービス生産者
- ★・・・対家計民間非営利サービス生産者
- 無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦 (国産)
	0111-022	小麦 (輸入)
	0111-023	大麦 (国産)
	0111-024	大麦 (輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦 (二条、六条)、裸麦

(注 意 点) 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(注 意 点) ① さといも、やまのいも等は列部門「0113-01 野菜 (露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

② 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆 (国産)
	0112-022	大豆 (輸入)
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(注 意 点) ① 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。
② 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、ガラス室(ガラスで被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)及びハウス(ガラス以外のもので被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地):かぼちや、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類(露地):キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ

根菜類:だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

果菜類(施設):かぼちや、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、いちご

葉茎菜類(施設):レタス、もやし

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において、トンネルでの生産を「野菜(施設)」としていたものを、「野菜(露地)」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたもやしを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんきつ:みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ(輸入)、かんきつ類の植物成長
りんご:りんご、りんごの植物成長
その他の果実:ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、バナナ(輸入)、その他の果実の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

(注 意 点) 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0115-02	0115-021 0115-029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆(輸入)、カカオ豆(輸入)、茶(生葉)、ホップ、茶の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-09	0115-091 0115-092 0115-099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0112「米作以外の耕作農業」及び0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 雑穀：そば、えん麦、とうもろこし、あ
わ、きび、ひえ、グリーンソルガム(輸入)
油糧作物：なたね、ごま、オリーブ
他に分類されない食用耕種作物：こんに
ゃくいも、香辛料作物(輸入)、カッサバ芋
(輸入)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0115-093 食用工芸作物
(除別掲)」を「0115-099 他に分類されな
い食用耕種作物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その
他の耕種農業」のうち飼肥料作物の生産活動
を範囲とする。

(品目例示) 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作
農業」のうち球根の生産活動及び細分類
0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生
産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産
活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球
根類、苗木類(山行き苗木を除く)、苗木類
の植物成長

(注 意 点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」
に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作
農業」のうち球根を除く生産活動を範囲と
する。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木(成木)、花壇用
苗もの類、芝類、地被植物類、花木(成木)
の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09	0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕 種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農
作物農業」のうち他に分類されない非食用耕
種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(落綿)
は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部門とす
る。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、
薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙原
料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原料作
物(い草等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0116-099 その他の非食用
工芸作物(除別掲)」を「他に分類されない
非食用耕種作物」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-01	0121-011 0121-019	酪農 生乳 その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、
乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛
生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け(成牛換算飼養頭数の増減を含
む。)、肥育向け子畜、きゅう肥

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-05、-051」
を「0121-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、
きゅう肥

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-04、-041」
を「0121-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」
のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を含む。)、不正常卵、鶏ふん
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0121-02、-021」を「0121-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ブロイラー、鶏ふん
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0121-03、-031」を「0121-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-091 0121-099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。
 (品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表の「0121-099 その他の畜産」を「他に分類されない畜産」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医学

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医学」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(獣医学を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く。)」の活動を範囲とする。
 (品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育事

業、種付業、ふ卵業
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表の「0131-02、-021 農業サービス(除獣医学)」を「農業サービス(獣医学を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 苗木、立木の成長
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0211-01、-011」を「0151-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。
 ② 日本標準産業分類の細分類0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0152-01	0152-011 0152-012	素材 素材(国産) 素材(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「0212-01、-011～-012」を「0152-01、-011～-012」に変更。
 (注 意 点) 日本標準産業分類の細分類0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く。)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) きのこ類(まつたけ、しいたけ、えのき

たけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による動物原皮

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0213-01、-011 特用林産物(含狩猟業)」を「0153-01、-011 特用林産物(狩猟業を含む。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01 果実」及び行部門「0114-019 その他の果実」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

(品目例示) 内水面漁業: さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類

内水面養殖業: ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0312-01~-02、-001」を「0172-01~-02、-001」に変更。

(注 意 点) 平成17年表まで内水面漁業に含めていた遊漁者の採捕による国内生産額は含めていない。

列コード	行コード	部門名称
0171-01		海面漁業
	0171-011	海面漁業(国産)
	0171-012	海面漁業(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」及び「0311-03 遠洋漁業」を統合して「0171-01 海面漁業」とし、平成17年表のコード「0311-001~-002」を「0171-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、はたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0311-04、-041」を「0171-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0172-01 0172-02	0172-001	内水面漁業・養殖業
		内水面漁業
		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 032「内水面漁業」及び 042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		金属鉱物
	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 051「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

列コード	行コード	部門名称
0621-01		石炭・原油・天然ガス
	0621-011	石炭
	0621-012	原油
	0621-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭、原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「0711-01、-011～-013」を「0621-01、-011～-013」に変更。
 (注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の列部門「0711-01 石炭」と「0721-01 原油・天然ガス」を統合し、「0711-01 石炭・原油・天然ガス」とした。また、平成12年表のコード「0721-011～012」を「0711-012～013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-01	0631-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「0622-01、-011」を「0631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-02	0631-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2181「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい(鉱滓))は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「0622-02、-021」を「0631-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0639-09		その他の鉱物
	0639-091	石灰石
	0639-092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
	0639-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびん、硫黄)は本部門を競合部門とする。
 (品目例示) 窯業原料鉱物(石灰石を除く。): けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン
 他に分類されない鉱物: 重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 その他の非金属鉱物」を統合し、「0639-09 その他の鉱物」とする。また、平成17年表の行部門「0621-011 石灰石」、「0621-019 その他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-091 石灰石」、「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」及び「0639-099 他に分類されない鉱物」とする。

11 飲食料品

(カレーかん詰、ミートソース類かん詰等)

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及び9521「と畜場」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物)

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表の「1111-01 と畜(含肉鶏処理)」を「食肉」に、「1111-011 牛肉(枝肉)」を「牛肉」に、「1111-012 豚肉(枝肉)」を「豚肉」に、「1111-014 その他の肉(枝肉)」を「その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」を「と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」に名称変更。
- ② 平成17年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を本部門に統合。

(注意点) 食肉処理加工以外のその他の畜産食料品は、「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「肉加工品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0912「肉加工品製造業」及び0919「その他の畜産食料品製造業」のうち、びん・かん詰の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、調理特殊かん詰

列コード	行コード	部門名称
1112-03		酪農品
	1112-031	飲用牛乳
	1112-032	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 飲用牛乳:牛乳、加工乳
 乳製品:乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」
 (注意点) 船上冷凍魚は、「0171-011 海面漁業(国産)」から本部門に生鮮魚を産出。

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」
 (注意点) さくら干し、みりん干しは、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」
 (注意点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

列コード	行コード	部門名称
1114-01		精穀
	1114-011	精米
	1114-019	その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0961「精米・精麦業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか

列コード	行コード	部門名称
1114-02		製粉
	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0962「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 小麦粉、米穀粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」及び0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココアの生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャム（びん・かん詰）、野菜ジュース、原料濃縮果汁

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子・かん詰は、「1115-03、-031 菓子類」に含める。
② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品（ケチャップ・ピューレ等）のびん・かん詰は、「1117-05、-051 調味料」に含める。
③ 野菜ジュース、原料濃縮果汁については、その容器を問わない。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液を除く生産活動及び0932「野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、カップジャ

ム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干しがき

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(除びん・かん詰)」を「農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1117-01	1117-011	砂糖
	1117-019	精製糖
		その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(注 意 点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含まない。

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖)、水あめ(水あめ、粉あめ)、異性化糖

列コード	行コード	部門名称
1117-04	1117-041	動植物油脂
	1117-042	植物油脂
	1117-043	動物油脂
	1117-044	加工油脂
		植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類098「動植物油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果汁

搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示)

植物油脂:食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)

動物油脂:動物油脂(牛脂、豚脂等)、魚油

加工油脂:マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす:なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の列部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動物油脂」を統合して「1117-04 動植物油脂」とし、平成17年表のコード「1117-051」を「1117-042」に、「1117-042～043」を「1117-043～044」に変更。

② 平成17年表において「1117-051 動物油脂」に含まれていた精製ラードを「1117-043 加工油脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1117-06、-061」を「1117-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の

素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣菜製造業)」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造小売分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当
 (注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。
 ② 調理パン及びサンドイッチは「1115-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省
 (定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起すことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省
 (定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 「1119-04、-041 学校給食(国公立)★★」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及びびん・かん詰を除くその他の畜産食料品、0993「豆腐・油揚げ製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳、即席ココアを除く生

産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において本部門に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を「1111-01 食肉」に統合。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていたもやしを列部門「0113-02 野菜(施設)」及び行部門「0113-001 野菜」に統合。

② 食鳥処理加工は列部門「1111-01 食肉」及び行部門「1111-013 鶏肉」に、畜産びん・かん詰は「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に、豆乳は「1129-02、-021 清涼飲料」に、即席ココアは「1115-03、-031 菓子類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

(17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-02、-021 ビール」を「ビール類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-03、-031 ウイスキー類」を「ウイスキー類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 103「茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー
(注意点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 101「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類 0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク
(注意点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は列部門「1112-03 酪農品」及び行部門「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 104「製氷業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1061「配合飼料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)
(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1131-02、-021 有機質肥料(除別掲)」を「有機質肥料(別掲を除く。)」に名称変更。

(注意点) 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、列部門「0121-09 その他の畜産」及び行部門「0121-099 他に分類されない畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類 1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸
 綿糸：純綿糸、混紡綿糸
 化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸
 毛糸：そ毛糸、紡績糸
 その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地
 (平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物（合繊短繊維織物）」を「綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）」に名称変更。
 (注 意 点) ① 幅 13.0 cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
 ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1122「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード
 (平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の「1512-02、-021 絹・人

絹織物（合繊長繊維織物）」を「絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）」に名称変更。

- (注 意 点) ① 幅 13.0 cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
 ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び 1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 毛織物：そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛洋服地、その他の紡毛織物、その他の毛織物
 麻織物：繊維ホース、麻風合成繊維織物
 その他の織物：モケット
 (平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-03、-031 毛織物・麻織物・その他の織物」を「1512-09、-099 その他の織物」にコード及び名称変更。

- (注 意 点) ① 幅 13.0 cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。
 ② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 113「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

- (担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 114「染色整理業」の活動を範囲とする。
 (注 意 点) 国内生産額は、「販売分（原材料購入分）」及び「賃加工分（原材料支給分）」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。

このため、「販売分（原材料購入分）」については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09		その他の繊維工業製品
	1519-091	網・網
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 115「網・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 網・網：ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

他に分類されない繊維工業製品：レース生地、組ひも、その他の繊維雑品（リリヤン、モール、ふさ等）、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、プレスフェルト、不織布（乾式）、上塗り・防水織物

(平成 17 年表からの変更点)

- 平成 17 年表の列部門「1519-01 網・網」と「1519-09 その他の繊維工業製品」を統合し、「1519-09 その他の繊維工業製品」とする。また、平成 17 年表の行部門「1519-011 網・網」、「1519-099 その他の繊維工業製品」をそれぞれ「1519-091 網・網」、「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」とする。
- 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1161「織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1162「織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1163「織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1164「織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含む、下着を除く）」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のもの及び1181「和装製品製造業（足袋を含む）」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼

児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール、足袋類等の和装製品

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合。

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1166「ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）」、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうちニット製のもの及び1174「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業（帽体を含む）」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、なめし革製衣服、繊維製履物

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた足袋類を「1521-01、-011 織物製衣服」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら、クッション、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1519-02、-021」を「1529-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-091 1529-099	その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料：医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒
他に分類されない繊維既製品：帆布製品（シート、テント、日よけ等）、繊維製袋（麻袋、綿袋、合成繊維袋等）、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「1519-03 繊維製衛生材料」と「1529-09 その他の繊維既製品」を統合し、「1529-09 その他の繊維既製品」とする。また、平成17年表の行部門「1519-031 繊維製衛生材料」、「1529-099 その他の繊維既製品」をそれぞれ「1529-091 繊維製衛生材料」、「1529-099 他に分類されない繊維既製品」とする。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1212「単板（ベニヤ）製造業」、1213「床板製造業」、1222「合板製造業」及び1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1611-02、-021 合板」を「合板・集成材」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1214「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業（建具を除く）」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、小分類 123「木製容器製造業（竹、とうを含む）」及び129「その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品：造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱

他に分類されない木製品：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コルク製品

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板は本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「1619-099 その他の木製品 (除別掲)」を「他に分類されない木製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1311「木製家具製造業 (漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具 (土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等) を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において本部門に含まれていた装備品を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1711-02、-021」を「1621-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 132「宗教用具製造業」及び 139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁、ついでて、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・雇用日よけ

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成 17 年表において「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に含まれていた日本標準産業分類の細分類 1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類 132「宗教用具製造業」及び 139「その他の家具・装備品製造業」を範囲とし、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1811-01、-011」を「1631-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の行部門「1811-012P 古紙」を、他の屑仮設部門と表現を合わせるため本部門から分割し、行部門は「1811-011 パルプ」のみに変更。

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、製造業及び小売業の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「1811-021P」を「1631-021P」に変更。

(注 意 点) ① 本部門については、古紙を主生産物とする部門 (競合部門) が無い場合、行部門のみを仮設部門として設けている。

② 平成 17 年表において、他の屑仮設部門と表現を合わせるため、平成 12 年表の

「1811-01 パルプ」から行部門「1811-012P 古紙」を分割し、単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」及び独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1812-01、-011」を「1632-01、-011」に変更。

(注 意 点) 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1812-02、-021」を「1632-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール(シート)

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1813-01、-011」を「1633-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1431「塗工紙製造業(印刷用紙を除く)」及び 1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

する。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙、ブックバイディングクロス

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1813-02、-021」を「1633-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていたブックバイディングクロスを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1821-01、-011」を「1641-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び 1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「1821-09、-099」を「1641-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定により、平成 12 年表で本部門に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむ

つ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1829-01、-011」を「1649-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

(平成17年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていた繊維板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

② 平成17年表のコード「1829-09、-099」を「1649-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定により、平成12年表で本部門に含まれていたブックバイディングクロスを「1813-02、-021 塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099 その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を本部門に統合。

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619「その他の化学肥料製造業」及び1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(硫酸、塩酸、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料: アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料: りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品
	2021-012	ソーダ灰
	2021-013	か性ソーダ
	2021-019	液体塩素
		その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品: 塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料
	2029-012	酸化チタン
	2029-019	カーボンブラック
		その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料: 亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサーチ、カドミウム顔料、銀朱

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) 岩塩は、列部門「0639-09 その他の鉱物」及び行部門「0639-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに 1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1631「石油化

学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01		脂肪族中間物
	2041-011	合成アルコール類
	2041-012	酢酸
	2041-013	二塩化エチレン
	2041-014	アクリロニトリル
	2041-015	エチレングリコール
	2041-016	酢酸ビニルモノマー
	2041-019	その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1632「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) 合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2032-01、-011～-016、-019」を「2041-01、-011～-016、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02		環式中間物
	2041-021	スチレンモノマー
	2041-022	合成石炭酸
	2041-023	テレフタル酸（高純度）
	2041-024	カプロラクタム
	2041-029	その他の環式中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

(品目例示) その他の環式中間物：無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサン、アニリン、ニトロベンゼン・クロルベンゼン

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2032-02、-021～-024、-029」を「2041-02、-021～-024、

-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち合成染料及び有機顔料の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において「2039-09、-091 その他の有機化学工業製品」に含まれていたアゾ顔料及びレーキを本部門に統合し、平成 17 年表の「2039-04、-041 合成染料」を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2033-01、-011」を「2042-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2039-01、-011」を「2049-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2039-03、-031」を「2049-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1633「発酵工業」、1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動及び、日本アルコール産業株式会社の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表において本部門に含まれていたアゾ顔料及びレーキを「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-01、-011」を「2051-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-02		熱可塑性樹脂
	2051-021	ポリエチレン(低密度)
	2051-022	ポリエチレン(高密度)
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
	2051-025	塩化ビニル樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-02、-021～-025」を「2051-02、-021～-025」に変更。

(注 意 点) EVA(エチレン・酢酸ビニルコポリマー)は、「2051-021 ポリエチレン(低密度)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラス

チック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル
(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2041-03、-031」を「2051-03、-031」に変更。

(注 意 点) ポリエチレンテレフタレート（繊維用）は「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂（ポリブテン、石油樹脂）、メタクリル樹脂（成形材料、板状等材料）、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2041-09、-099」を「2051-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1112「化学繊維製造業」のうちレーヨン・アセテートの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビスコース長繊維糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2051-01、-011」を「2061-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
2061-02	2061-021	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1112「化学繊維製造業」のうち合成繊維の生産活動を範囲とする。

維製造業」のうち合成繊維の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2051-02、-021」を「2061-01、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品（循環器用医薬品、抗生物質製剤等）、医薬部外品（清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤）、動物用医薬品・医薬部外品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2061-01、-011」を「2071-01、-011」に変更。

(注 意 点) 化粧品・歯磨は「2081-02、-021 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び 1643「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油脂加工製品：硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン
界面活性剤：陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の列部門「2039-02 油脂加工製品」と「2071-01 石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。また、平成 17 年表の行部門「2039-021 油脂加工製品」、「2071-011 石けん・合成洗剤」、「2071-012 界面活性剤」をそれぞれ「2081-011 油脂加工製品」、

「2081-012 石けん・合成洗剤」、「2081-013 界面活性剤」とする。

列コード	行コード	部門名称
2081-02	2081-021	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメークアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2071-02、-021」を「2081-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2072-01、-011」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-02	2082-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2072-02、-021」を「2082-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1695「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2073-01、-011」

を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、植物成長調整剤、補助剤
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2074-01、-011」を「2084-01、-011」に変更。
 (注意点) 殺虫、殺そ(鼠)剤(農薬を除く。)及び殺菌・消毒剤(農薬を除く。)の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2079-01、-011」を「2089-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09		その他の化学最終製品
	2089-091	触媒
	2089-099	他に分類されない化学最終製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗剤・磨用剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 無煙火薬(除武器用)、電気雷管、クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、天然香料、合成香料、調合香料、デキストリン(含可溶性でんぷん)、修正液
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2079-09、-091」を「2089-09、-091」に変更し、「2079-099 その他の化学最終製品(除別掲)」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」にコード及び名称変更。

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01	2111-011	石油製品 ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び細分類 1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01	2121-011	石炭製品 コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 173「コークス製造業」及び細分類 1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の 181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)」、189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、漁礁等)、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝、プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類 1994「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2311-01、-011」を「2221-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム製：地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など)

プラスチック製：プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「2319-01、-011 ゴム製履物」と「2319-02、-021 プラスチック製履物」を統合し、「2229-01、-011 ゴム製・プラスチック製履物」とする。

列コード	行コード	部門名称
2229-09	2229-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類 1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォームラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2319-09、-099」を「2229-09、-099」に変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト、ガラス短繊維ボード、ガラス短繊維筒、ガラス長繊維ローピング、ガラス長繊維チョップドストランド、ガラス長繊維糸、ガラス長繊維布、ガラス長繊維マット、光ファイバ(素線)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2512-01、-011」を「2511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材: 光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)、電子機器用基盤ガラス

他に分類されないガラス製品: ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラ

ス製品（魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラスタイル等）

（平成 17 年表からの変更点）

平成 17 年表のコード「2519-09、-091」を「2511-09、-091」に変更し、「2519-099 その他のガラス製品（除別掲）」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。
 （品目例示） ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2522-01、-011」を「2521-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 2123「コンクリート製品製造業」及び 2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品（セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等）
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2523-01、-011」を「2521-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2531-01	2531-011	陶磁器
	2531-012	建設用陶磁器
	2531-013	工業用陶磁器
		日用陶磁器

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） 建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽、洗面手洗器、便器等）、タイル（モザイクタイル、内装タイル）
 工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製 IC 基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等）、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）
 日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） 耐火れんが、不定形耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつぽを含む）
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2599-01、-011」を「2591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

（担当府省庁） 経済産業省
 （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類 213「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類 2192「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 （品目例示） 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管
 （平成 17 年表からの変更点）
 平成 17 年表のコード「2599-02、-021」を「2591-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1113「炭素繊維製造業」、2161「炭素質電極製造業」及び 2169「その他の炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぼ、特殊炭素製品

(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2599-03、-031」を「2599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙

(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「2599-04、-041」を「2599-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2182「再生骨材製造業」、2183「人工骨材製造業」、2184「石工品製造業」、2185「けいそう土・同製品製造業」、2186「鉱物・土石粉碎等処理業」、2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業(中子を含む)」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ジョイント・シート、プレーキライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

(平成17年表からの変更点)
日本標準産業分類の改定により新設された細分類 2182「再生骨材製造業」を本部門に含める。

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガ、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。
(品目例示) 普通鋼形鋼: 鋼欠板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼
普通鋼鋼板: 厚板、中板、薄板
普通鋼鋼帯: 冷延用鋼帯、その他用鋼帯
普通鋼小棒: 小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼
その他の普通鋼熱間圧延鋼材: 軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪
特殊鋼熱間圧延鋼材: 工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガ鋼、合わせ鋼材

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管: 普通鋼熱間鋼管 (継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管
特殊鋼鋼管: 特殊鋼熱間鋼管 (継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 22「鉄鋼業」(小分類 220「管理, 補助的経済活動を行

う事業所 (22 鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材: 磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼欠板、軽量形鋼
特殊鋼冷間仕上鋼材: 磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素鋼線、その他の特殊鋼線

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 224「表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鍛鋼

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2253「鍛鋼製造業」及び 2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品 (打放)
鍛鋼: 普通鋼・特殊鋼鍛鋼品 (打放)

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鍛鋼管

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2293「鍛鋼管製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 直管 (普通・強じん鍛鋼)、異形管 (普通・強じん鍛鋼)

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鍛鋼品及び鍛工品 (鉄)
	2631-031	鍛鋼品
	2631-032	鍛工品 (鉄)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2251「鍛鋼物製造業 (鍛鋼管, 可鍛鍛鋼を除く)」, 2252「可鍛鍛鋼製造業」及び 2254「鍛工品製造

業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品：鋳鉄铸件、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手
鍛工品(鉄)：鍛工品(自動車用、産業機械器具用等)

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2649-01、-011」を「2699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2649-09、-099」を「2699-09、-099」に変更。

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2311「銅第 1 次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2312「亜鉛第 1 次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうち鉛第 1 次製錬・精製業、2321「鉛第 2 次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む。)」及び 2329「その他の非鉄金属第 2 次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛(含再生)」を「鉛・亜鉛(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ精製業及び 2322「アルミニウム第 2 次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む。)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「2711-03、-031 アルミニウム(含再生)」を「アルミニウム(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2319「その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、鉛第 1 次製錬・精製業を除く生産活動及び

2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、
すず、アンチモン、金再生地金、金合金、
銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。
(注 意 点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2341「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門 2342「光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2722-01、-011」を「2729-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2332「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム型材、アルミニウム線、アルミニウムはく

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2722-02、-021」を「2729-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品（アルミニウム）
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2722-03、-031」を「2729-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2722-04、-041」を「2729-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」及び 2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「2722-09、-099」を「2729-09、-099」に変更。

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッター、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖厨房機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖厨房機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類 2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-01、-011 ボルト・

ナット・リベット及びスプリング」を「ボルト・ナット・リベット・スプリング」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類 2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ドラム缶、18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器(ポンペ)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金製品」を「金属製容器・製缶板金製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 配管工事附属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓
 粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)
 刃物・道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等)、農業用器具(すき、くわ、かま等)、農業用器具部分品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」を「配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」に、「2899-031 配管工事附属品」を「配管工事附属品」に、「2899-033 刃物及び道具類」

を「刃物・道具類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	他に分類されない金属製品

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類 246「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類 2491「金庫製造業」及び 2499「他に分類されない金属製品製造業」、独立行政法人造幣局の行うコインの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等)
 金属線製品：くぎ、金属製金網、PC鋼より線、鋼索、電気溶接棒
 他に分類されない金属製品：金属洋食器、金物(かぎ、錠、建築用金物、架線金物等)、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表の「2899-099 その他の金属製品(除別掲)」を「他に分類されない金属製品」に名称変更。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3011-01、-011」を「2911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3011-02、-021」を「2911-02、-021」に変更。
 (注意点) 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2513「はん用内燃機関製造業」及び 2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3011-03、-031」を「2911-03、-031」に変更。
 (注意点) ① 本部門は、船用、航空機用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含めない。
 ② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2521「ポンプ・同装置製造業」、2522「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2523「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ（真空ポンプを除く）・圧縮機の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

② 本部門は、消防用ポンプ、船用ポンプを含み、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」、航空機の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ（家庭用エレベータも含む）、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3012-01、-011」を「2913-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3013-01、-011」を「2914-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3031-02、-021」を「2919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-09	2919-091 2919-099	その他のはん用機械 動力伝導装置 他に分類されないはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2531「動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置：変速機、歯車（プラスチック製を含む）、ローラチェーン

他に分類されないはん用機械：工業窯炉（真空のものを除く）、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、他に分類されないはん用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」（包装・荷造機械を除く。）と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を統合し、「2919-09 その他のはん用機械」とする。また、平成17年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」と「3031-099 その他の一般機械器具及び部品」を統合して「2919-099 他に分類されないはん用機械」とし、このうち「2919-091 動力伝導装置」を分割し特掲。

- ② 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を分割特掲し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。

- (注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」のうち真空装置・真空機器については「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。
- ② 平成17年表において、平成12年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を「3029-02、-021 繊維機械」に統合。

30 生産用機械

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「3029-01、-011」を「3011-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 農業用手道具は列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。
- ② 平成17年表において、平成12年表で「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・附属品を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破砕機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「3021-01、-011」を「3012-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・附属品を「3029-01、-011 農業用機械」に統合。
- ② 平成17年表において、平成12年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、毛糸手編機械、繊維機械の部分品・取付具・附属品
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3029-02、-021」を「3013-01、-011」に変更。
(注意点) 平成17年表において、平成12年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3014-01		生活関連産業用機械
	3014-011	食品機械・同装置
	3014-012	木材加工機械
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
	3014-015	包装・荷造機械

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2641「食品機械・同装置製造業」、2642「木材加工機械製造業」、2643「パルプ装置・製紙機械製造業」、2644「印刷・製本・紙工機械製造業」及び2645「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 食品機械・同装置：穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・附属品
木材加工機械：製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木材加工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレーズ、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品
パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品
印刷・製本・紙工機械：印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字製造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機

械の部分品・取付具・附属品
包装・荷造機械：個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

- 平成17年表の「3029-03、-031 食品機械・同装置」を本部門に統合し、行部門「3014-011 食品機械・同装置」とする。
 - 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を本部門に統合し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。
 - 平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門を「3015-021 鑄造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。
 - 平成17年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を分割特掲し、「3019-09、-099 その他の生産用機械」を新設。
 - 平成17年表の行部門「3029-091 製材・木材加工・合板機械」を「3014-012 木材加工機械」にコード及び名称変更。
 - 平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」を「3014-01 生活関連産業用機械」にコード及び名称変更。
- (注意点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3029-091 製材・木工・合板機械」を「製材・木材加工・合板機械」に名称変更。
② 平成17年表において、平成12年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2652「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 熱交換器(分縮機、熱換器を含む)、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形、その他)、化学機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3022-01、-011」を「3015-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3022-01、-011 化学機械」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-02	3015-021	鋳造装置・プラスチック加工機械 鋳造装置
	3015-022	プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2651「鋳造装置製造業」及び 2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳造装置：ダイカストマシン、その他の鋳造装置（造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機等）、鋳型・鋳型定盤（製鉄、製鋼用に限る）、鋳造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械（圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等）、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表の行部門「3029-094 鋳造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鋳造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門「3015-021 鋳造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2661「金属工作機械製造業」及び 2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3024-01、-011」を「3016-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2662「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び 2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3024-02、-021」を「3016-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2664「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金製品を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3019-02、-021」を「3016-03、-031」に変更。

(注 意 点) 超硬工具（粉末や金製品）は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2671「半導体製造装置製造業」及び 2672「フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3029-04、-041」を「3017-01、-011」に変更。

(注 意 点) 半導体製造装置用以外のイオン注入装置については、「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び 2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「3031-01、-011」を「3019-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置(半導体製造装置用は除く)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「3029-05、-051」を「3019-02、-021」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」、「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」、「3022-01、-011 化学機械」及び「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器について本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、数値制御ロボット、ロボットの部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表の「3023-01、-011 産業用ロボット」

を「3019-03、-031 ロボット」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他の生産用機械の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を分割特掲し、列・行部門を新設。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・附属品
 (注 意 点) 電子計算機は、「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2721「サービス用機械器具製造業」、2722「娯楽用機械製造業」、2723「自動販売機製造業」及び 2729「その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品
 娯楽用機器：パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品
 その他のサービス用機器：業務用洗濯装

置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 家庭用エレベータは、「2913-01、-011 運搬機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品、研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・試験機・計量器・測定器」を統合し、「3113-01、-011 計測機器」とする。

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・附属品
 (平成 17 年表からの変更点)
 平成 17 年表のコード「3719-03、-031」を「3114-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 医療用の X 線装置、電子応用装置及びレ

ーザ応用装置は「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 275「光学機械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 35ミリカメラ(フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシャッタ式、ハーフサイズカメラ)、35ミリ以外のカメラ(二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ)、写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダー、ビューア)、カメラの写真装置の部分品・取付具・附属品(フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」(眼鏡(枠を含む)を除く。)を統合し、「3115-01、-011 光学機械・レンズ」とする。

なお、平成17年表の「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-06、-061」を「3116-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	電子管

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2811「電子管製造業」及び2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうちプラズマパネルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3421-01、-011」を「3211-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の新設に伴い、本部門からPDPモジュールが分割されることとなるが、平成17年表と同様にプラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)は本部門に含める。

② 電子管の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2812「光電変換素子製造業」及び2813「半導体素子製造業(光電変換素子を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) シリコンダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子(発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3411-01、-011」を「3211-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「3341-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	集積回路

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) バイポーラ型 I C、モス型 I C、線形回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装していない集積回路(輸出分)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。
(注 意 点) ① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3341-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	液晶パネル

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 液晶パネル:アクティブ型(TFT型)、パッシブ型、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、-041 液晶パネル」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-02、-021」を「3421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2832「光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク、光ディスク)
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3421-03、-031」を「3299-01、-011」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-03、-031」を「3421-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) リジットプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3421-09、-099 その他の電子部品」からプリント回路を分割し特掲。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2821「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、2822「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」、2823「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、2831「半導体メモリメディア製造業」、2851「電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業」、2859「その他のユニット部品製造業」及び2899「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、トランス、スイッチ、コネクタ、リレー、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、磁性材部品(粉末や金によるもの)、シリコンウエハ(表面研磨したもの)
(平成 17 年表からの変更点)
① 平成 17 年表において本部門に含まれていたプリント回路を分割特掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新設。
② 平成 17 年表のコード「3421-09、-099」を「3299-09、-099」に変更。
③ 平成 17 年表において「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を本部門に統合。
(注 意 点) ① 超小形電動機(3W未満)は本部門に含める。
② 電子管、半導体素子、集積回路の部品は、本部門に含める。
③ ラジオ・テレビ受信機、有線電気通信機器の部分品・附属品は、本部門に含める。
④ 平成 17 年表において、平成 12 年表の

コード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01		回転電気機械
	3311-011	発電機器
	3311-012	電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機（同期電動機、整流子電動機等）、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機（シンクロ電機、ステッピングモータ等）、その他の発電機（直流発電機、水車発電機、電動発電機等）、回転電機機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-01、-011～-012」を「3311-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) ① 超小形電動機（3W未満）は「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-01、-011～-012」を「3211-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2912「変圧器類製造業（電子機器用を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-02、-021」を「3311-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2913「電力開閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントロ

ーラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の
部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3211-03、-031 開閉制
御装置及び配電盤」を「3311-03、-031 開
閉制御装置・配電盤」にコード及び名称変
更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコー
ド「3411-02、-021」を「3211-03、-031」
に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2915「配線器
具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲
とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持
器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、
配線附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-04、-041」
を「3311-04、-041」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコー
ド「3421-04、-041」を「3211-04、-041」
に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2922「内燃機
関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発動機、始動電動機、磁石発動機、
点火用コイル、ディストリビュータ、点火
せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・附
属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-05、-051」
を「3311-05、-051」に変更。

(注 意 点) ① 自動車用・航空機用などの内燃機関電
装品も本部門に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の
コード「3421-05、-051」を「3211-05、
-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2921「電気溶
接機製造業」及び 2929「その他の産業用電
気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、
電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、
シリコン・セレン整流器、その他の産業用
電気機器の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3211-09、-099」
を「3311-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の
「3411-09、-099 その他の産業用重電機器」
を「3211-09、-099 その他の産業用電気機
器」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2932「空調・
住宅関連機器製造業」のうち民生用エア
コンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、
セパレート形)、民生用エアコンディショナ
の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3251-01、-011」
を「3321-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコー
ド「3212-01、-011」を「3251-01、-011」
に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを 除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 293「民生用
電気機械器具製造業」のうち民生用エア
コンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器：電子レンジ(オープンレ
ンジ、スチームレンジを含む)、電気がま、
ジャーポット、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥
機、電磁調理器(クッキングヒーター)

空調・住宅関連機器：扇風機、換気扇、
電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機
衣料衛生関連機器：電気アイロン、電気
掃除機、電気洗濯機(洗濯乾燥機を含む)、
洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座

その他の民生用電気機械：電気かみそり、
電気ストーブ、電気カーペット、電気マッ
サー器具、民生用電気機械器具(民生用
エアコンディショナを除く)の部分品・取付
具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「3251-02、-021 民生用
電気機器(除エアコン)」を「3321-02、-021
民生用電気機器(エアコンを除く。)」にコ
ード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3212-02、-021」を「3251-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 医療用X線装置、産業用X線装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザー装置、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合。
② 平成 17 年表のコード「3221-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 電気計器（積算電力計、電流計、電圧計等）、電気測定器（電圧標準計、電流標準計、回路計等）、半導体・I C測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3231-01、-011」を「3332-01、-011」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3332-01、-011」を「3231-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 一般照明用電球、自動車用電球、ハロゲン電球、蛍光灯、H I Dランプ、豆電球、クリスマスツリー用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3241-01、-011」を「3399-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
② 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-03、-031」を「3241-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発光ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3241-02、-021」を「3399-02、-021」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-01、-011」を「3241-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池、電池の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3241-03、-031」を「3399-03、-031」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-02、-021」を「3241-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 2999「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 導入線、電球口金、電球・電子用タンクステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、太陽電池モジュール、リードフレーム等

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表において本部門に含まれていたシリコンウエハ（表面研磨したもの）を、「3299-09、-099 その他の電子部品」に統合。

② 電球類の部品は、本部門に含める。

③ 平成 17 年表のコード「3241-09、-099」を「3399-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3421-09、-099」を「3241-09、-099」に変更。

34 情報・通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3021「ビデオ機器製造業」及び 3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) DVD-ビデオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を本部門に統合。

② 平成 17 年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-03、-031」を「3311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3311-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3211-01、-011」を「3311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビ受信機（ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、

プロジェクションテレビ（受信機一体型）
（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「3311-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

- （注 意 点）① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表のコード「3211-02、-021」を「3311-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	有線電気通信機器

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置（デジタル伝送装置、変復調装置（モデム））

（平成17年表からの変更点）
平成17年表のコード「3321-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

- （注 意 点）① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 携帯電話及び簡易型携帯電話（PHS）は、「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話（PHS）として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	携帯電話機

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電話・PHS電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 携帯電話機、簡易型携帯電話（PHS）
（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「3321-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

- （注 意 点） 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた自動車電話を「3321-03、-031 無線電機通信機器（除携帯電話機）」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-03	3412-031	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置（携帯電話機及び簡易型携帯電話（PHS）を除く）、携帯用無線通信装置、無線応用装置（カーナビゲーションシステムを含む）、その他の無線通信装置

（平成17年表からの変更点）
平成17年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器（除携帯電話機）」を「3412-03、-031 無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）」にコード及び名称変更。

- （注 意 点） 平成17年表において、平成12年表で「3321-02、-021 携帯電話機」に含まれていた自動車電話を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3015「交通信号保安装置製造業」及び3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 交通信号保安装置（電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等）、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

（平成17年表からの変更点）
平成17年表のコード「3321-09、-099」を「3412-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

（担当府省庁） 経済産業省
（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） デスクトップ型パーソナルコンピュータ、ノートブック型パーソナルコンピュータ、サーバ用パーソナルコンピュータ

（平成17年表からの変更点）
平成17年表のコード「3331-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。

- （注 意 点） 平成17年表において、平成12年表のコード「3311-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体（パソコンを除く。）

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3031「電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ（ミニコンピュータ、オフィスコンピュータ、ワークステーション、サーバ（サーバ用パーソナルコンピュータを除く））、電子計算機本体の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3331-02、-021 電子計算機本体（除パソコン）」を「3421-02、-021 電子計算機本体（パソコンを除く。）」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-02、-021」を「3331-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」、3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 外部記憶装置：磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置
印刷装置：シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置（プロッター）
表示装置：ディスプレイ（電子計算機用）
その他の附属装置：金融用端末装置、その他の端末装置
電子計算機附属装置の部分品・取付具・附属品
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3331-03、-031 電子計算機附属装置」を「3421-03、-031 電子計算機附属装置」にコード及び名称変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「3311-03、-031」を「3331-03、-031」に変更。

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車
(注 意 点) シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附属車製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、普通トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とする。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。
(平成 17 年表からの変更点)
平成 17 年表のコード「3531-01、-011」を「3522-01、-011」に変更。
(注 意 点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダーライナ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表の「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機関」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3541-03、-031」を「3531-02、-021」に変更。
(注意点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-01、-011」を「3541-01、-011」に変更。
(注意点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として国内

生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。
② 鋼船の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。
(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製(鋼船を除く)舟艇(20総トン数未満)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-02、-021」を「3541-02、-021」に変更。
(注意点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇(20総トン数未満)は本部門に含める。
② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・附属品
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-03、-031」を「3541-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3611-10、-101」を「3541-10、-101」に変更。
(注意点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。
(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車特殊車、同部品
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3621-01、-011」を「3591-01、-011」に変更。
(注 意 点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。
② 信号保安装置は本部門に含めず、「3412-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3121「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3621-10、-101」を「3591-10、-101」に変更。
(注 意 点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。
② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・附属装置、発動機(ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等)、その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保命装置等)
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3622-01、-011」を「3592-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類 901「機械修理業(電気機械器具を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備を範囲とする。

(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3622-10、-101」を「3592-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3629-01、-011」を「3599-01、-011」に変更。
(注 意 点) 車いす(電動式)は別部門「3599-09 その他の輸送機械」及び行部門「3599-099 他に分類されない輸送機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3599-09	3599-091	その他の輸送機械
	3599-099	産業用運搬車両 他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類 3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両: 構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車)、フォークリフトトラック、ショベルトラック(建設用を除く)、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

他に分類されない輸送機械: 飛しょう体(ロケット、人工衛星、宇宙船)、飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具(荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等、車いす(電動式))、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「3629-09、-091」を「3599-09、-091」に変更し、「3629-099 その他の輸送機械(除別掲)」を「3599-099

他に分類されない「輸送機械」にコード及び名称変更。

- (注 意 点) ① 車いす(手動式)は「3599-01、-011 自転車」に含める。
 ② 平成17年表において、平成12年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に統合。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」、159「印刷関連サービス業」及び独立行政法人国立印刷局の印刷・製版・製本活動の生産活動を範囲とする。

なお、国内生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

- (注 意 点) ① 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。
 ② 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと)

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2411-01、-011」を「2311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2312-01	2312-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類201「なめし革製造業」及び208「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

(平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「2412-01、-011」

を「2312-01、-011」に変更。

(注 意 点) 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 202「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」及び 209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスカート)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「2412-02、-021」を「2312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021 運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3251「娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」及び 3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入りビニルがん具、縫いぐるみ、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車)、がん具の部分品・附属品

(注 意 点) ① ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

② 平成 17 年表において、平成 12 年表の「3911-01、-011 玩具」を「がん具」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・附属品

(注 意 点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身辺細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 321「貴金属・宝石製品製造業」及び 322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、独立行政法人造幣局の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスポタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身辺細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスポタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもじ、勲章、身辺細貨品の部分品・附属品

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「3919-04、-041」を「3919-01、-011」に変更。

(注 意 点) うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品は「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。また、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんま

い時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3712-01、-011」を「3919-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザー、電子キーボード、電子ピアノ)、オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-01、-011」を「3919-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-03、-031」を「3919-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むし

る、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-02、-021」を「3919-06、-061」に変更。

(注 意 点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスク等)は「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」に含める。

なお、ゲームソフト記録物、映像ソフト及び音楽ソフトについては、全額それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」の生産活動とし、これらの情報記録物の生産に伴う加工賃のみを本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火(がん具を含む)、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型(地球儀、食品模型)、工

業用模型(木型を含む)、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を本部門に統合。

(注 意 点) プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身近細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。また、うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理する活動を範囲とする。また、屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳さい(鋳滓)、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、硫安、硫酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

(注 意 点) 平成12年表においては、発生した屑・副産物は、本部門に投入し本部門の国内生産額に含めていたが、平成17年表以降は、本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。「5111-01、-011 卸売」の活動のうち、再生資源卸売業の活動は回収活動であるため、本部門に含める。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部(「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造の建築物(「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)

(注 意 点) ① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 新築：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

増築：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注 意 点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)：主要構造部(「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造(RC造)：主要構造

部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

鉄骨造(S造)：主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリブラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む)。

コンクリートブロック造(CB造)：鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も含む)。

その他：無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

(注意点) 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注意点) 住宅に係る建設補修の国内生産額については、家計負担分は建設補修→住宅賃貸料又は住宅賃貸料(帰属家賃)→家計消費支出という経路で産出され、介護保険給付分は、建設補修→住宅賃貸料(帰属家賃)→

中央政府個別的消費支出という経路で産出される。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほかに維持・補修工事を含む。

① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業

② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

(品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理

(注意点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事(資本形成)の扱いとする(68SNAにおいては、公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている)。

② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031 農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべて本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほかに維持・補修工事を含む。

① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業

② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設

③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業

- ④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。）。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省
 (定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。
 ① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う事業
 ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
 ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
 ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業
 (品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。
 なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。
 (品目例示) 鉄道軌道に関する構築物
 (平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「4132-01、-011」を「4191-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、

-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（500kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-02、-021」を「4191-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-03、-031」を「4191-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法

大都市再生機構及び民間の行う土地造成
工事

- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の
行うガス工事、地方公共団体の行う失業
者就労事業のうち建設投資的工事、政府
の行う駐車場整備工事並びにその他上記
以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・
土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・
ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン
等の建設工事及び民間の行う団地内区画道
路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工
事など

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-09、-099」
を「4191-09、-099」に変更。

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
4611-01 4611-02 4611-03	4611-001	事業用電力 事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」
のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5111-01～-03、
-001」を「4611-01～-03、-001」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4611-04	4611-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」
のうち自家用発電を範囲とする。ただし、
「鉱工業」部門などにおいて最大出力
500kW以上の発電設備を有し、常時発電を
しており、電力を販売することを主たる目
的としない活動を対象とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5111-04、-041」
を「4611-04、-041」に変更。

(注 意 点) 本部門は、「自家発電」という名称にかか
わらず、自家部門としてではなく、独立し
たアクティビティとして部門を設定してい
る。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」
の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5121-01、-011」
を「4621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類351「熱供給
業」の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5122-01、-011」
を「4622-01、-011」に変更。

47 水道

じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-01、-011」を「4711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動（「水道法」に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業）が該当する。
② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 362「工業用水道業」のうち「工業用水道事業法」に基づき工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-02、-021」を「4711-02、-021」に変更。

(注 意 点) 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-03、-031」を「4711-03、-031」に変更。

(注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び 889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5212-01、-011」を「4811-01、-011」に変更。

(注 意 点) 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理（産業）

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び 889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動の範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「5212-02、-021」を「4811-02、-021」に変更。

(注 意 点) 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★」と同じ。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559 の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業の活動を範囲に含む。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6111-01、-011」を「5111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 日本標準産業分類の小分類 536「再生資源卸売業」の活動は「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動は、「6699-09、-099 その他の対事業所サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619 の「小売業」及び 642「質屋」の活動を範囲とし、その国内生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの「製造業」部門に含める。

(品目例示) 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合。

② 日本標準産業分類の小分類 642「質屋」の活動を本部門に含める。

③ 平成 17 年表のコード「6112-01、-011」

を「5112-01、-011」に変更。

(注 意 点) 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融 (F I S I M)
	5311-012	民間金融 (F I S I M)
	5311-013	公的金融 (手数料)
	5311-014	民間金融 (手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 621「中央銀行」、622「銀行(中央銀行を除く)」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 都市銀行、地方銀行(第二地銀を含む)、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(信用事業)、漁業協同組合(信用事業)、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、証券取引所、郵便局株式会社(銀行代理業務)及び「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等」において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

(17年表からの変更点)

① 93SNAに沿って、F I S I Mを導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融(帰属利子)」を「5311-011 公的金融(F I S I M)」に、「6211-012 民間金融(帰属利子)」を「5311-012 民間金融(F I S I M)」にコード及び名称変更。

なお、帰属利子からF I S I Mへの変更については、「付録 第1章 10(4) (注 4-1-19)」を参照のこと。

② 平成17年表のコード「6211-01、-013～-014」を「5311-01、-013～-014」に変更。

(注 意 点) ① 公的金融機関とは、「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等」において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び郵便局株式

会社（銀行代理業務）である。それ以外の金融機関はすべて民間金融機関である。

- ② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、-011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。
- ③ 行部門を「公的」と「民間」に分割しているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 671「生命保険業」及び細分類 6741「生命保険媒介業」、並びに小分類 673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-01、-011」を「5312-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門には、住宅金融公庫の団体信用生命保険、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。

② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので、昭和60年表において行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが、68SNAの解釈上設けないことになった（93SNAの解釈も68SNAの解釈から変更されていない。）。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 672「損害保険業」、細分類 6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」、並びに小分類 673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類 6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、

損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災保険、自動車共済等）の再保険・再々共済

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-02、-021」を「5312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融支援機構（住宅融資保険）、日本政策金融公庫（信用保険事業）、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び 694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6411-01、-011」を「5511-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを国内生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 691「不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」のうち細分類 6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類 693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。)を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料(貸店舗(店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ)、貸ビル、貸倉庫等)

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6411-02、-021」を「5511-02、-021」に変更。

(注 意 点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 692「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6421-01、-011」を「5521-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「6422-01、-011」を「5531-01、-011」に変更。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類 4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。
 なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。
 (品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送
 (平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7111-01、-011」を「5711-01、-011」に変更。
 (注 意 点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額に含めない。
 ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。
 (品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「7112-01、-011」を「5712-01、-011」に変更。
 (注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 431「一般乗合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類 4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「7121-01、-011」を「5721-01、-011」に変更。
 (注 意 点) バス事業の車両等における広告料は、本

部門の国内生産額に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表のコード「7121-02、-021」を「5721-02、-021」に変更。
 (注 意 点) 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む。)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送
 (平成17年表からの変更点)
 平成17年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送(除自家輸送)」を「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」にコード及び名称変更。
 (注 意 点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。
 ② 「郵便法」の改正により、平成17年表において「7311-01、-011 郵便・信書便」に含まれていた小包郵便物を本部門に統合。
 ③ 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。
 ④ 平成17年表において、平成12年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送」を「道路貨物輸送(除自家輸送)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送(マイカー輸送を除く。)を

行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7131-01P、-011P」を「5731-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」(旅客及び貨物)を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送(マイカーを除く。)を行う活動を範囲とする。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7132-01P、-011P」を「5732-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) 「5731-01P、-011P 自家輸送(旅客自動車)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 451「外航海運業」及び細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7141-01、-011」を「5741-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5742-01	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送
		沿海・内水面輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類 4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客海運業(旅客定員 12 人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7142-01、-011～-012」を「5742-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、国内生産額には計上しない。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7143-01、-011」を「5743-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5751-01	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業
		航空輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 461「航空運送業」及び 462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7151-01、-011～-014」を「5751-01、-011～-014」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の受払はすべて自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機(旅客チャーター及び貨物チャーター)は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用機料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取扱業の行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類444「集配利用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 利用運送業(第一種利用運送業)、集配利用運送業(第二種利用運送業)、運送取扱業(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7161-01、-011」を「5761-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門の国内生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

② 平成17年表において、平成12年表の「7161-01、-011 貨物運送取扱」を「貨物利用運送」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7171-01、-011」を「5771-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の

料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7181-01、-011」を「5781-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-01、-011」を「5789-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-01、-011 貸自動車業」に含める。

② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務(地方)★★」の範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きよ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業及び細分

類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-02、-021」を「5789-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。

② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。

また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ
(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-03、-031 その他の水運付帯サービス」を「5789-03、-031 水運付帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	航空施設管理(国営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)、公共用ヘリポートの管理活動及び4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空無線標識所等の航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-04、-041」を「5789-04、-041」に変更。

(注 意 点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、「5789-05、-051 航空施設管理(産業)」に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体以外を行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-05、-051」を「5789-05、-051」に変更。

(注 意 点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、すべて本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等)を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-06、-061 その他の航空付帯サービス」を「5789-06、-061 航空附帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 空港ターミナルビル等は「5511-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油(燃料販売)は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類 4891「海運仲立業」及び4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち観光協会等を行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸附帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さ

ない産業を含む。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 491「郵便業(信書便事業を含む)」の活動及び861「郵便局」のうち郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「7311-01、-011」を「5791-01、-011」に変更。
- ② 「郵便法」の改正により、平成17年表において本部門に含まれていた小包郵便物を、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に統合。

(注 意 点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。

- ② 平成17年表において、民間事業者による信書送達の活動を追加し、平成12年表の「7311-01、-011 郵便」を「郵便・信書便」に名称変更。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」(細分類3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7312-01、-011」を「5911-01、-011」に変更。

(注 意 点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、船舶電話等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7312-02、-021」を「5911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5911-09	5911-099	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」(細分類3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)、IX(インターネット・エクスチェンジ)業、IDC(インターネット・データ・センター)業、インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス等

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「7312-03、-031」を「5911-09、-099」に変更。
- ② 平成17年表において「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについては、「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5919-09	5919-099	その他の通信サービス

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 3713「有線放送電話業」、小分類 373「電気通信に付随するサービス業」及び 862「郵便局受託業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 有線放送電話、電気通信受託業務、船舶電話受託業務、空港無線電話受託業務、移動無線センター、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所(手数料)等
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「7319-09、-099」を「5919-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類 3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。
(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「7321-01、-011」を「5921-01、-011」に変更。
(注 意 点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類 3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を除く。)を範囲とする。
なお、国内生産額には広告料収入を含める。
(品目例示) 有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「7321-02、-021」を「5921-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 383「有線放送業」の活動を範囲とする。
なお、国内生産額には広告料収入を含める。
(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「7321-03、-031」を「5921-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5931-01	5931-011 5931-012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 391「ソフトウェア業」及び 392「情報処理・提供サービス業」、独立行政法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センターの活動を範囲とする。
(品目例示) ソフトウェア業:受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア
情報処理・提供サービス業:受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、データ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査
(平成 17 年表からの変更点) 平成 17 年表のコード「7331-01、-011～-012」を「5931-01、-011～-012」に変更。
(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8512-01、-011～-012」を「7331-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 401「インターネット附随サービス業」の活動を範囲とする。
なお、国内生産額には広告料収入を含める。
(品目例示) ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等
(平成 17 年表からの変更点) ① 平成 17 年表のコード「7341-01、-011」を「5941-01、-011」に変更。

- ② 平成 17 年表において本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成 12 年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、映画配給、映画出演者あつせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ、レコード制作業（音楽出版）、ラジオ番組制作業、広告制作業（印刷物にかかるもの）、共同通信社、時事通信社、新聞社支局（印刷発行を行わないもの）、民間放送支局（放送設備のないもの）

(平成 17 年表からの変更点)

- ① 平成 17 年表において「8519-09、-099 その他の事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。
- ② 平成 17 年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

- ② 日本標準産業分類の細分類 7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 413「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含め

る。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7351-02、-021」を「5951-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 414「出版業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「7351-03、-031」

を「5951-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務（中央）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等の「公務」の項を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8111-01、-011」を「6111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自衛隊の活動も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務（地方）★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「別表5」平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等の「公務」の項を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8112-01、-011」を「6112-01、-011」に変更。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校」、中等教育学校、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び 817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8211-01、-011」を「6311-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた放送大学学園の活動を「8211-02、-021 学校教育（私立）★」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校」、中等教育学校、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び 817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8211-02、-021」を「6311-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表で「8211-01、-011 学校教育（国公立）★」に含まれていた放送大学学園の活動を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。
(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-01、-011」を「6312-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所（専修学校、各種学校でないもの）、料理学校（専修学校、各種学校でないもの）、洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）、自動車教習所（専修学校、各種学校でないもの）等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-04、-041」を「6312-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。
(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-02、-021」を「6312-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-01、-011」を「6321-01、-011」に変更。
(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。
(品目例示) 航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人航海訓練所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8213-03、-031」を「6312-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文科学研究機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 712「人文・社会科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 国立教育政策研究所、国立国語研究所、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-02、-021」を「6321-02、-021」に変更。
(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-03、-031」を「6321-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文科学研究機関（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。
(品目例示) 東洋文化研究所、社会科学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-04、-041」を「6321-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等を範囲とする。
① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）
② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関
(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-05、-051」を「6321-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文科学研究機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等を範囲とする。
① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）
② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関
(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8221-06、-061」を「6321-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省
(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。
なお、企業が製品（商品）の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。
(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。
② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動
(平成17年表からの変更点) 平成17年表のコード「8222-01、-011」を「6322-01、-011」に変更。
(注 意 点) 科学技術研究調査の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人が行う活動を除いたものを範囲とする。

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（入院診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び細分類 8321「有床診療所」における一般診療のうち入院診療の活動を範囲とする。
 なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療（入院診療（歯科診療は除く。））
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び 832「一般診療所」における一般診療のうち、入院外診療、保健予防活動及び医療相談等の活動を範囲とする。
 なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療（入院外診療（歯科診療は除く。））
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」及び 833「歯科診療所」における歯科診療及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。
 なお、介護保険によるサービスは、「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 歯科診療の活動の範囲
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療（調剤）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。
 なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為
 （平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 834「助産・看護業」、835「療術業」及び 836「医療に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。また、病院及び一般診療所が行う訪問看護サービスは本部門に含む。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器財）、臨床検査業等
(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類841「保健所」、842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所、健康相談所、検疫所（動、植物を除く）、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8312-01、-011」を「6421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生（産業）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査業、消毒業（物品、電話機）、犬管理所、犬管理事務所
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8312-02、-021」を「6421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類851「社会保険事業団体」による活動を範囲とする。

(品目例示) 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保

険、介護保険、労働保険、国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等の社会保険事務

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8313-01、-011 社会保険事業（国公立）★★」と「8313-02、-021 社会保険事業（非営利）★」を統合し、「6431-01、-011 社会保険事業★」とする。

(注 意 点) ① 以下の社会保障基金に該当しないものを含む。

国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構

② 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類852「福祉事務所」、853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 社会福祉事務所、保育所、児童相談所、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-03、-031」を「6431-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・

介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-04、-041」を「6431-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉（産業）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 保育所、有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-05、-051」を「6431-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類 8342「看護業」、小分類 835「療術業」及び 854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8314-02、-021 介護（施設）」を「6441-01、-011 介護（施設サービス）」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）」

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類 8342「看護業」、小分類 835「療術業」及び 854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

(品目例示) 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8314-01、-011 介護（居宅）」を「6441-02、-021 介護（施設サービスを除く。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

65 その他の非営利団体サービス

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類 871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び 872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8411-01、-011」を「6599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 94「宗教」、小分類 932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び 951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8411-02、-021 対家計民間非営利団体（除別掲）★」を「6599-02、-021 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 対家計民間非営利サービス生産者（★）として個別に設定されている部門の範囲を除く。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01	6611-011	物品賃貸業（貸自動車を除く。） 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び 709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8512-01 物品賃貸業（除貸自動車）」を「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」に、「8512-011 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」を「6611-011 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」に、「8512-014 事務

用機械器具（除電算機等）賃貸業」を「6611-014 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」にコード及び名称変更。また、平成17年のコード「8512-012～-013、-015」を「6611-012～-013、-015」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の小分類 701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護（施設サービスを除く。）」を迂回して産出される。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「8513-01、-011～-015」を「8512-01、-011～-015」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) レンタカー業、自動車リース業
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8513-01、-011」を「6612-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8514-01、-011」を「8513-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01	6621-011 6621-012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 731「広告業」の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、出版等）の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、インターネット広告、折込み広告

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8511-01、-011～-012」を「6621-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の「8514-10、-101 自動車修理」を「6631-10、-101 自動車整備」にコード及び名称変更。

② 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更正業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 平成17年表において、平成12年表のコード「8515-10、-101」を「8514-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備を除く活動及び 902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8515-10、-101」を「6632-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表のコード「8516-10、-101」を「8515-10、-101」に変更。

② 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 721「法律事務所、特許事務所」、細分類 7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類 724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8519-02、-021」を「6699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8519-03、-031」を「6699-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8519-04、-041」を「6699-03、-031」に変更。
(注 意 点) (1) 平成17年表から、「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」等の改正(平成16年3月1日施行)のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。
(2) 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連の業務(一部を除く。)など
なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記①～④と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣サービスを投入することはあり得る。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 922「建物サービス業」の活動を範囲とする。
(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管清掃業
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8519-01、-011」を「6699-04、-041」に変更。
(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 923「警備業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 施設警備:施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警備業務
雑踏警備:交通誘導警備業務、雑踏警備業務
運搬警備:貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務
身辺警備業務
(平成17年表からの変更点)
平成17年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 7222「土地家屋調査士事務所」、小分類 723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類 7281「経営コンサルタント業」、小分類 729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」、929「他に分類されない事業サービス業」、特許特別会計、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動を範囲とする。
(品目例示) 速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業、興信所、信用調査所
(平成17年表からの変更点)
① 平成17年表において「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていた興信所を本部門に統合。
② 平成17年表において本部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映

像・音声・文字情報制作業」に統合。

③ 平成 17 年表において本部門に含まれていた警備業を分割特掲し、「6699-05、-051 警備業」を新設。

④ 平成 17 年表のコード「8519-09、-099」を「6699-09、-099」に変更。

(注 意 点) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「5111-01、-011 卸売」に含める。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び 759「その他の宿泊業」のうち会社の寄宿舍、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

(平成 17 年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の細分類 7592「リゾートクラブ」を本部門に含める。

② 平成 17 年表のコード「8613-01、-011」を「6711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類 7599「他に分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿舍、会社の独身寮、学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。

③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 76「飲食店」(小分類 760「管理、補助的経済活動を行う事業所(76 飲食店)」を除く。)及び 77「持ち帰り・配達飲食サービス業」(小分類 770「管理、補助的経済活動を行う事業所(77 持ち帰り・配達飲食サービス業)」を除く。)の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」を統合した上で、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスについても本部門の範囲とし、「6721-01、-011 飲食サービス」とする。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8614-01、-011」を「6731-01、-011」に変更。
(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業については、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 理容店、理髪店、パーバー、床屋
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8614-02、-021」を「6731-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン
(平成17年表からの変更点)
平成17年表のコード「8614-03、-031」を「6731-03、-031」に変更。
(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについては、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸し風呂業、砂湯

業、サウナ風呂業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯
(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていたソーブランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。
- ② 平成17年表のコード「8614-04、-041」を「6731-04、-041」に変更。

(注 意 点) ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソーブランド業
(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「8614-04、-041 浴場業」に含まれていたソーブランド業を本部門に統合。
- ② 平成17年表のコード「8614-09、-099」を「6731-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成12年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業について、及び「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」の活動を範囲とする。
(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-01、-011」を「6741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)・興行団

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場

(別掲を除く)、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場(プロ野球興行用)、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8611-02、-021 興行場(除別掲)・興行団」から「6741-02、-021 興行場(映画館を除く)・興行団」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8611-03、-031 劇場・興行場」と「8611-07、-071 興行団」を統合し、「8611-02、-021 興行場(除別掲)・興行団」とした。

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 803「競輪・競馬等の競走場、競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-04、-041」を「6741-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-05、-051」を「8611-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 804「スポーツ施設提供業」及び805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業(別掲を除く)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表のコード「8611-05、-051」を「6741-04、-041」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「8619-04、-041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラ

ブを本部門に統合。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-06、-061」を「8611-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-03、-031」を「6741-05、-051」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-04、-041」を「8611-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-09	6741-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 809「その他の娯楽業」及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付随するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品目例示) ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、芸き業、カラオケボックス業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-09、-099」を「6741-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた宝くじ売りさばき業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 746「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、出版等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-01、-011」を「6799-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8619-05、-051」を「8619-01、-011」に変更。また、平成 12 年表で本部門に含まれていた写真現像・焼付業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 795「火葬・墓地管理業」及び 796「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-02、-021」を「6799-02、-021」に変更。

(注 意 点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 823「学習塾」及び 824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

(平成 17 年表からの変更点)

① 平成 17 年表のコード「8619-04、-041」を「6799-03、-031」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成 17 年表において本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表の「8619-08、-081 個人教授所」を「8619-04、-041 個人教授業」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 903「表具業」及び 909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、

家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表の「8619-03、-031 各種修理業(別掲)」を「6799-04、-041 各種修理業(別掲を除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) (1) 別掲とは、以下の①～③である。

① 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航空機の修理は、それぞれの部門に含める。

② 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。

③ 衣服の修理は、「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

(2) 平成 17 年表において、平成 12 年表のコード「8619-07、-071」を「8619-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、793「衣服裁縫修理業」、794「物品預り業」及び 799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品質加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業(ガイド)、宝くじ売りさばき業

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8619-09、-099」を「6799-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成 17 年表において、平成 12 年表で「8619-05、-051 写真業」に含まれていた写真現像・焼付業及び「8611-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた宝くじ売りさばき業を本部門に統合。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類 93 「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く)。

なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く)、印刷用紙及びはさみは商品分類 93 には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「8900-00P、-000P」を「6811-00P、-000P」に変更。

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(平成 17 年表からの変更点)

平成 17 年表のコード「9000-00、-000」を「6911-00、-000」に変更。

(注 意 点) 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。